

防経装第4064号
26.3.26
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防装庁(事)第47号
令和元年6月17日
一部改正 防装庁(事)第167号
令和2年3月31日

大臣官房長
各局長
各幕僚長
装備施設本部長
殿

事務次官
(公印省略)

民間海上輸送力活用事業推進委員会設置要綱について(通達)

平成25年12月19日に開催された総合取得改革推進プロジェクトチーム会合において、装備品等の調達効率化に係る施策について、即応性・対処能力の向上に向けたロジスティクス改革の具体的な方向性として、民間船舶の活用事業の検討を実施する旨示されたことから、当該検討を実施するため、民間海上輸送力活用事業推進委員会設置要綱が別紙のとおり定められたので、通達する。

添付書類：別紙

民間海上輸送力活用事業推進委員会設置要綱

(設置)

第1 長期的かつ安定的に民間海上輸送力の活用に関する検討を関係機関による相互の連絡調整の下組織横断的かつ円滑に進めるため、当分の間、防衛省に、民間海上輸送力活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 防衛大臣の指名する防衛大臣政務官
- (2) 副委員長 事務次官
- (3) 委員 防衛政策局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
防衛装備庁長官
防衛装備庁装備政策部長

2 委員長は、検討のために必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(作業チーム)

第4 委員会における検討に必要な所要の作業を行うため、委員会の下に、作業チームを置く。

2 作業チームは、作業チーム長及び作業チーム員をもって構成する。

3 作業チーム長は、委員である防衛装備庁装備政策部長をもって充てる。

4 作業チーム員は、作業チーム長が指名する者をもって充てる。

5 作業チーム長は、委員会の検討の支援のため必要があると認めるときは、関係部局に対し、資料の提出その他の協力を求めることができる。

6 前項の規定による求めがあったときは、関係部局は、その求めに応じるものとする。

7 作業チームは、必要に応じ、予備自衛官の活用について検討している整備計画局防衛計画課及び人事教育局人材育成課と相互に連携及び協力するものとする。

(総合取得改革プロジェクトチームとの連携等)

第5 委員会は、総合取得改革推進プロジェクトチームの設置について（防経装第10343号。19.10.18）に基づき設置された総合取得改革推進プロジェクトチームと密接に連携し、同プロジェクトチームにおける議論の内容を委員会における検討に反映させ、及び委員会における検討の状況を適時適切に報告するほか、必要な協力を行うものとする。

(多次元統合防衛力構築委員会への報告)

第6 委員会は、多次元統合防衛力構築委員会の設置について（防防防（防）第131号。31.3.26）に基づき設置された多次元統合防衛力構築委員会に対し、同通達第5の規定により必要に応じ検討結果等を報告するものとする。

(庶務)

第7 委員会及び作業チームの庶務は、防衛装備庁装備政策部装備政策課において処理する。

(委任規定)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業チームの運営に必要な事項は作業チーム長がそれぞれ定める。